2　機構は、簿価超過額があった場合において、法第四十四条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二　帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三　簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3　機構は、法第四十四条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）

第八条　法第四十四条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産（金銭を除く。）に関し国庫に納付する金額は、年金特別会計に帰属する。

2　前項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を厚生労働大臣及び財務大臣が定めるものとする。

（資本金の減少に係る通知及び報告）

第九条　厚生労働大臣は、法第四十四条の二第四項の規定により機構に対する政府からの出資がなかったものとされ、機構の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、遅滞なく、その金額を機構に通知するものとする。

2　機構は、法第四十四条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定（同法第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二十二条第二号の改正規定を除く。）の施行の日（平成二十八年十二月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2　改正法附則第十条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が同項に規定する不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対するこの政令による改正後の日本年金機構法施行令（以下この項において「新令」という。）第五条及び第七条の規定の適用については、新令第五条第一項中「法第四十四条の二第二項の」とあるのは「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）附則第十条第二項の規定によりみなして適用する法第四十四条の二第二項の」と、「法第四十四条の二第二項本文」とあるのは「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定によりみなして適用する法第四十四条の二第二項本文」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡をした」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、新令第七条第二項中「第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第五条第一項の申請書」とし、新令第五条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

法務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房令

○内閣官房令第四号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十五条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「同条に規定する就業促進定着手当」を「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）」に、「第一項第二号」を「同項第二号」に、「又は同項」を「同項」に改め、「第六号の規定による退職手当」の下に「のうち雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当」を加え、「広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の二による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の三による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書」に改め、「それぞれ受給資格証」及び「、受給資格証」の下に「、高年齢受給資格証」を加え、同条第二項中「、受給資格証」の下に「、高年齢受給資格証」を加える。

別記様式第一（裏面）所属庁等の長の記載心得2中「各号のいずれかに該当する者」を「に該当する者」に改める。

別記様式第六（表面）を次のように改める。